

趣旨説明

考古学・文化財資料とデータの公開・利用を考える

－社会的価値の増大を目指して－

野口 淳

(考古形態測定学研究会)

1. なぜ資料とデータの公開・利用を考えるのか？

「データサイエンス・サロン」でなぜこのテーマを取り上げるのか？ データサイエンスのアプローチは、データが利用できなければ意味をなさないからです。

これまで、データの利用可能性、流通と共有・公開については、技術的側面と運用の枠組みについて言及してきました（野口 2019, 2020a）。また本サロンでも、とくに 3D データに関して 2019 年 5 月の第 1 回で取り上げました（仲林 2019）。利用可能なデータが公開され流通していること、すなわちオープンデータ、オープンアクセスは、方法の可視化を通じて研究の再現性を担保するオープンメソドロジーとあわせて、専門家研究者だけでなく広く一般市民の包摂を目指すオープンサイエンスの基幹をなすものです（Marwick／野口・高田・Yanase 訳 2020）。

日本の考古学は埋蔵文化財調査保護体制の拡充とともに膨大な量のデータを蓄積してきました（高田 2019a, b）。しかしそれらは、流通・利用されなければ〈価値〉を生み出しません。蓄積・保存されるだけで〈価値〉があるという考え方もあるでしょう。しかし十分な量の水があっても、それが大気・地表・海洋を循環せず、氷河・氷床として蓄積固定されると地球の環境は寒冷化・乾燥化してしまうように、蓄積・保存されるだけのデータは社会にあらたな知識やアイデアを提供する源泉とならないのです¹⁾。

逆に利用可能なデータが適切な公開され流通しているなら、データサイエンスのアプローチはより多くの成果を生み出し、社会にあらたな〈価値〉を提供し続けることができるでしょう。

なおデータの流通の必要性和どのように行なわれるべきかについては、基調報告で阿見雄之が取り上げることになっています（本予稿集 pp.12～17）。

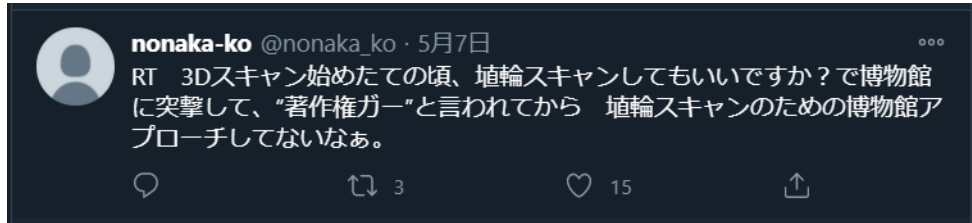
2. 公開・利用を妨げているものはなにか？

2020 年 9 月のデータサイエンス・サロン online 第 2 回では「考古学・文化財資料の 3D 計測の意義を考える」をテーマに多様な関係者による意見交換を行ないました²⁾。そこでは、技術・手段・方法や目的と意義について様々な立場からの見解を提示していただき議論が展開しましたが、その中で、3D 計測の実施および取得したデータの公開・利用をめぐる課題が議論の焦点となりました。この問題は「社会的制度的受容をめぐる課題」として指摘してきたところです（野口 2020b）。

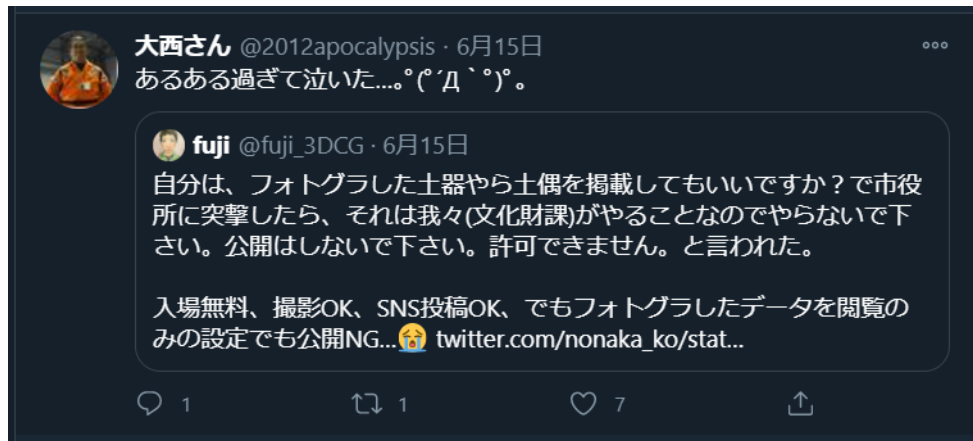
しかし専門家の受容や著作権・知的財産権（数藤 2019、仲林 2020）といった問題の前景

に、専門家研究者とそれ以外の 3D 計測者の間にアクセスの格差が存在していることがより大きな問題として浮上しました。これは SNS 上で提起されていたところですが³⁾、サロンにおいても注目を集め、結果として「3D 計測の意義」に対してネガティブなイメージを抱くことになった参加者も少なくなかったようです⁴⁾。

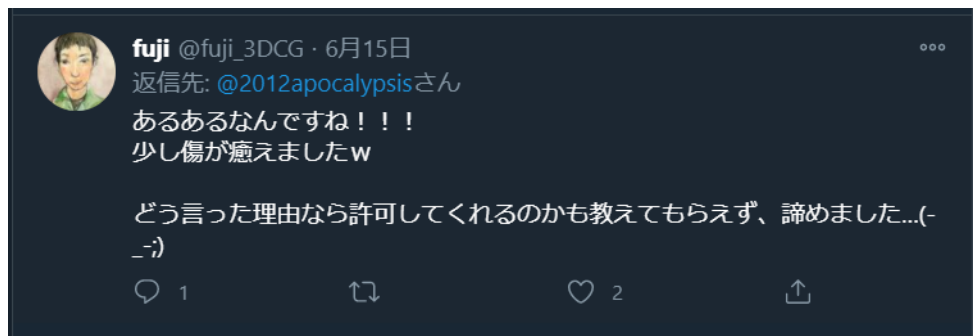
SNS 上では、非専門家（考古学・文化財等の研究者ではない）からは仕方がないという諦観とともに疑問も提示されていました。



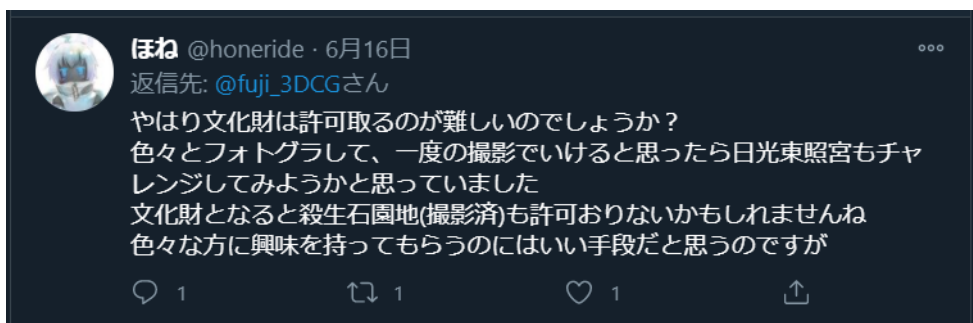
(https://twitter.com/nonaka_ko/status/1258351817584345090?s=20)



(<https://twitter.com/2012apocalypse/status/1272538323475525632?s=20>)

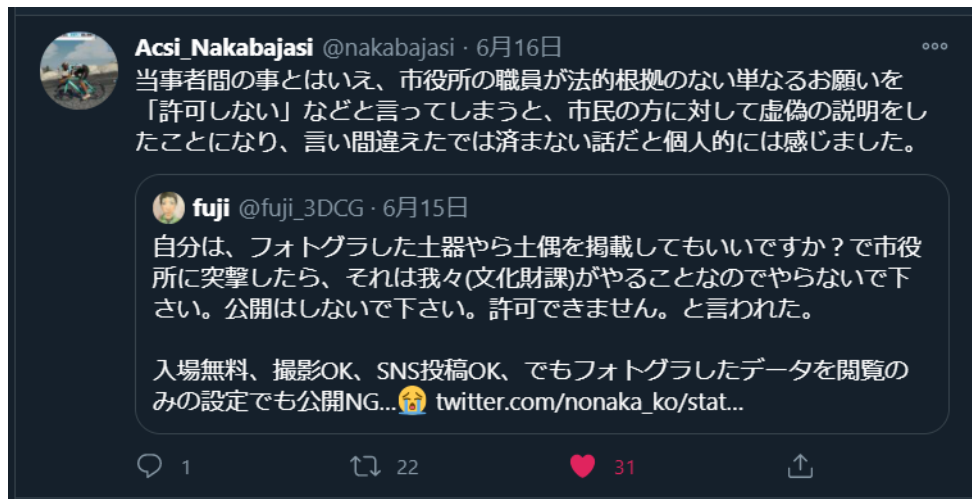


(https://twitter.com/fuji_3DCG/status/1272541121218899968?s=20)

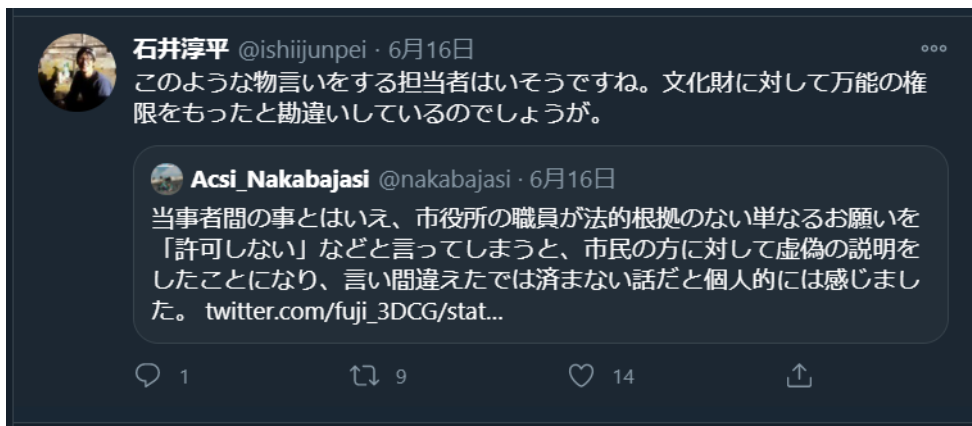


(<https://twitter.com/honeride/status/1272547040275214336?s=20>)

さすがにこれは問題ありと見て、文化財行政にも関わる専門家から指摘が入りました。



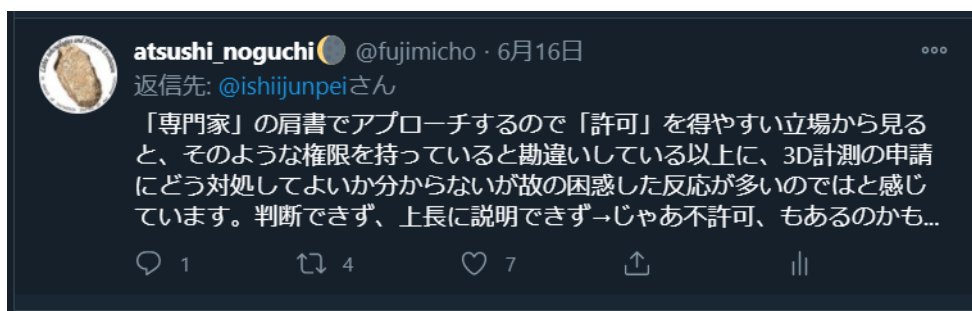
(<https://twitter.com/nakabajasi/status/1272569587788181504?s=20>)



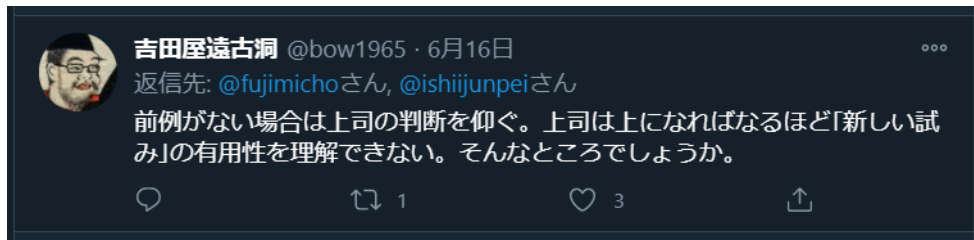
(<https://twitter.com/ishijunpei/status/1272637877239738369?s=20>)

なおここでは3D写真計測に関して取り上げていますが、以前から、博物館展示資料の写真撮影やSNS投稿をめぐっても同様の問題提起があり、その積み重ねの上に撮影・投稿を可とする施設も増えはじめています。この点については、千葉 毅も論点提示で取り上げます(本予稿集 pp.25~26) ⁵⁾。

現状では、データの公開・共有、流通と利用の障壁となるような対応が現場で起こっています。そしてそれは、明確な意思による拒絶と言うよりも、知識や理解の不足にもとづく戸惑いや後ろ向きな反応が多いのかもしれない。



(<https://twitter.com/i/events/1272663917374828545>)



(<https://twitter.com/bow1965/status/1272670889922842624?s=20>)

3. 何をどのように取り組むべきなのか？

このような後ろ向きな反応は、問題として取り上げられ改善すべきであることは間違いありません。しかし必要なのは、指弾し断罪することではありません。こうした現状の背景には、インターネットとコミュニケーションツールの発展普及、それにともなう著作権等への理解の深化が急速に進んでいること、それに対して教育課程を終えた（と見なされる）担当業務従事者（文化財行政担当者や博物館学芸員等）がキャッチアップする機会が乏しいこともあるでしょう。本サロンでは、そのような機会を提供することを目指しています。

今回は、「考古学・文化財資料とデータの公開・利用」というテーマについて日頃発信を重ねている「論客」とも言えるパネラーのみなさんに、**データの流通、著作権、条例・規則、公有財産、公務員の裁量権**を切り口として、それぞれ論点の提示をいただきます。これが、参加される（またはこの予稿・記録集を読まれる）みなさんにとって、知識や考え方のフレームを拡げ、より良い対応を取るための足掛かりとなることを願ってやみません。

なお議論を整理するため、基本的に対象資料自体には著作権のない／消滅している、近世以前の考古学資料を中心とした文化財を俎上とします。ただし派生する著作権・知的財産権については議論の対象となるでしょう。

4. 議論のフレームワーク

さらにもう少し、議論を進める上での基礎、定点を共有しておきたいと思います。

この問題の利害関係者は基本的に、考古学・文化財資料の **1. 収蔵管理者**と、**2. 利用者**に区分して定義できると考えます。両者が重複する場合がありますが、後述のとおり 1 の性格を有する場合は、すべて 1 に含めます。

また論点の階層を、国や地域・共同体と言った範囲を超えて広く共有されるべき **A. 理念・理想**の階層、それを国・地域のレベルで実行可能にするための **B. 法・制度**の階層、そして現実社会における実践とそれに対する反応によってかたちづくられる **C. 慣習・慣行や組織ごとの規則**の階層を整理して区分します。このうち A・B は論争の余地の（ほとんど）ない、参照すべきフレームです。従って議論の主たる対象は C になるでしょう。その際に、経験や感情ではなく、A・B に依拠しつつ主張を展開するように留意したいと思います。

このように整理した時、おそらく A の階層で利害関係の対立はほぼ無いと言えるでしょう。UNESCO 憲章⁶⁾と ICOM 規約⁷⁾と職業倫理規定⁸⁾、そして文化財保護法と博物館法に則り、収蔵管理者は資料・データの公開と共有を図り、利用者はそれを享受して新しい知識やアイデアを創出し社会的〈価値〉を生み出すでしょう。これが考古学・文化財資料とデータの公開・利用の理念であり理想です。このほか、日本では現状で官民データ活用推進基本法の対

象としてデータの公開と共有・利用が行なわれるべきという理念もあることを付記しておきます（阿児、石井論考も参照）。

しかし UNESCO「文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」⁹⁾や ICOM 職業倫理規定、文化財保護法、博物館法などが示す通り、公開と共有・利用は無条件・無制限に行なわれるのではなく、対象となる資料（文化財・文化遺産）の保護が図られなければなりません。このため利用に制限が課せられる場合が生じます。

ここで重要なのは、公開と共有・利用と保護のための制限は対立する事項のように見えますが、前者は後者に支障を来たさない限り行われるべき原則であり、後者は対象と条件が明示される例外だと言う点です。ほかに、資料が著作権等により保護されるべき場合や、取り扱いに注意を要する個人情報・機微情報を含む場合、他者の権利・利益を侵害する場合なども利用制限が考慮されるべきでしょう。しかしこれらも、包括的に制限の対象になるということではなく、やはり対象と条件が明示される必要があるでしょう。

そして利用者は、そうした利用制限について考慮し受忍する必要がありますが、基本的な調整は収蔵・管理者が行なうべきでしょう。つまり、資料の保護に支障がないか、著作権等の権利が侵害されないか等々の調査と調整は、収蔵・管理者において行われるべきということです。とくに公的機関・組織においては、それを措いて、保護に支障がある「かもしれない」、権利侵害のおそれがある「かもしれない」と包括的に利用制限を行なうべきではありません。同じく、対象や条件についても、その根拠を客観的かつ明示的に提示すべきです。

多くの場合、考古学・文化財資料の所蔵管理者は公的な機関や組織です。そしてそれらの所蔵管理を事実上、排他的・独占的に行なっています。排他的・独占的であることは、上掲の UNESCO 憲章や勧告、関連する国内法規が根拠を与えています。したがって所蔵管理者と利用者の間で利害関係が生じた時、前者は圧倒的な優位に立つことになります。競争的な市場が形成されている時、利用制限に不満・不利益を感じる利用者は他の提供者を選択することが可能ですが、考古学・文化財資料についてはそうはなりません。利用者は、自らの目的のためには不利益を受忍しなければならないのです。このような非対称な関係性の中で、「利用条件・制限に納得できないならば利用しなければよい」という姿勢を取ることがあるとしたら、それは所蔵管理者の専横と受け取られても仕方ないでしょう。

加えて機関・施設ごとに対応のばらつきがある現状は、特定の地域・自治体の居住者が多くの不利益を被ることになりかねません。こうした不平等も改善される必要があるでしょう。

この点については、各パネラーから詳しい提示が行なわれることになります。

5. 本質的な問題の探求と課題の解決に向けて

ここでは、議論の定点を追加しておきたいと思います。それは、現状運用されている規則や慣習・慣行が上記のような検討により不適当であると判断されるときへの対応です。それらは適切なものに修正・改善されるべきですが、同時に、なぜそのような規則、慣習・慣行が成立したのか、その本質について問うことも必要です。

たとえば機関・施設のキャパシティにもとづき精一杯の対応をしているという現状もあるでしょう。予算や人員など厳しい運営事情を鑑みるに、理念・理想はあくまで理念・理想に過ぎないという声を無視するのも難しいところがあります。しかし一方で、それは所蔵管理

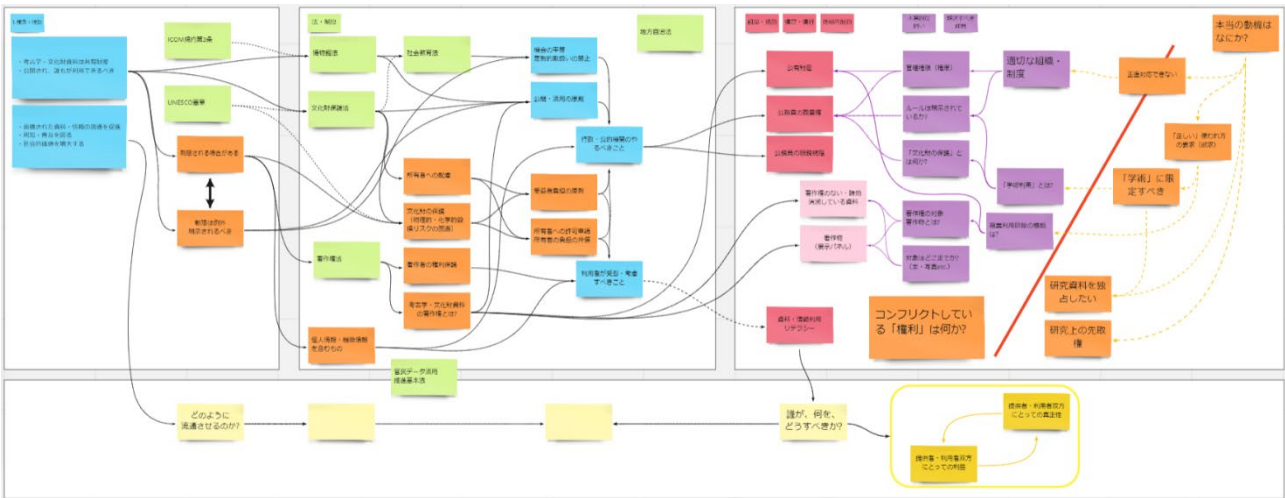
者における内部事情です。議論しているのは所蔵管理者と利用者の利害の対立の解消なので、前者の内部事情を後者が一方的に受忍すべきという結論は適切ではないでしょう。少なくとも過程においては受忍すべきかもしれませんが、改善の時期や方法が明示される必要がありますでしょう。

さらに掘り下げると、そこには収蔵・管理者の立場からの「本当の動機」が潜んでいるかもしれません（顕わになっていることもあります）。「学術利用に限る」「専門家・研究者に限る」「営利目的利用の禁止」「SNS 投稿の禁止」などがなぜ謳われているのか、所蔵管理者サイドはいま一度、その背景または深層を考えてみる必要があるのではないのでしょうか？そこに表面化していない「本当の動機」は潜んでいませんか？

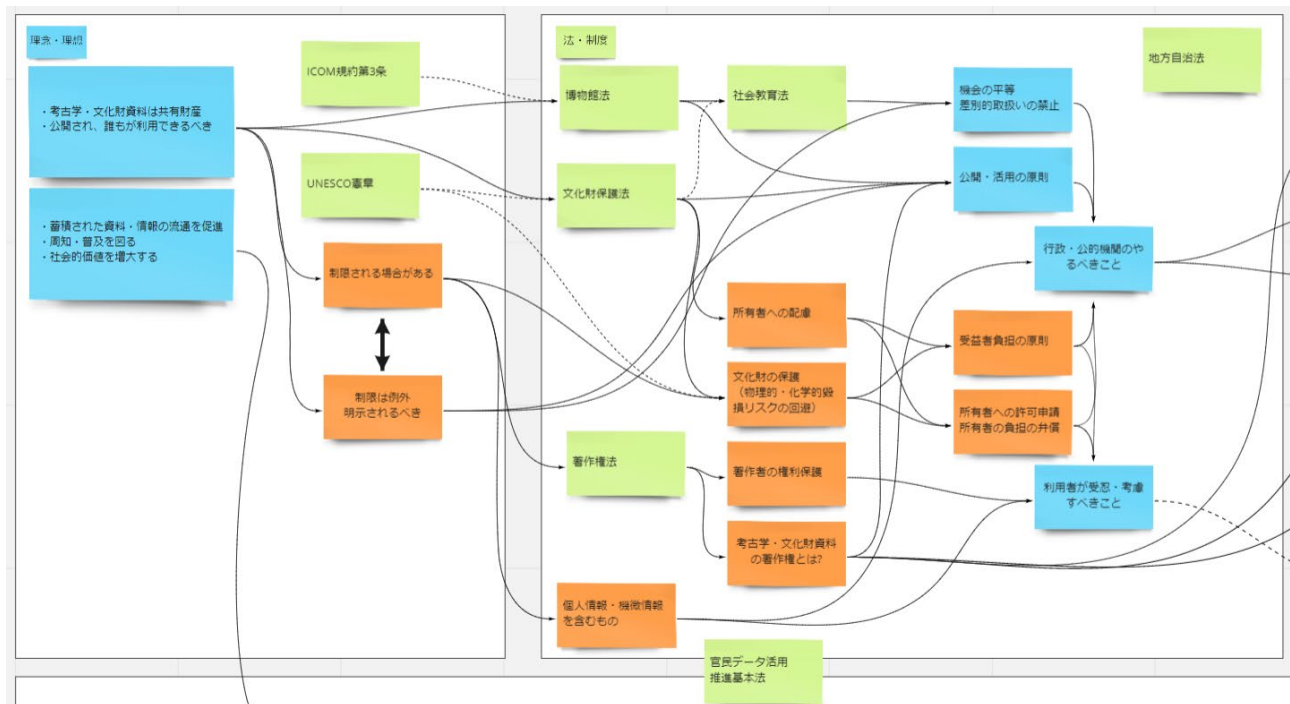
たとえば学術利用への限定や利用者を所属や資格で限定することの背後には、「学術資料」は専門家研究者のみが取り扱うべきであるという発想がありませんか？ 取り扱いに知識や技術が必要なデリケートな資料について制限が加えられることは、保護のために必要です。しかしそうであるなら対象は限定され明示できるはずです。許可申請に包括的な条件として加えられているとしたら、その動機はなんですか？

また営利目的利用や SNS 投稿の禁止はなぜ必要なのですか？ それは所蔵管理者、あるいは第三者の利益を侵害していますか？ 所蔵管理者が管理する施設や財産を利用して営利行為を行う場合は当然、制限や禁止の対象となりますが、利用者が自ら取得・作成した画像等を利用する権利は利用者自らに帰するものです。そこには「不適切な利用」を避けたいという予防的な観点だけでなく、考古学・文化財資料の取り扱い方は「こうあるべきだ」という考えがあるのではないですか？ そのような考えを個人が抱くことは自由ですが、それを非対称な関係性のもとで事実上強制するような権限の根拠はありますか？

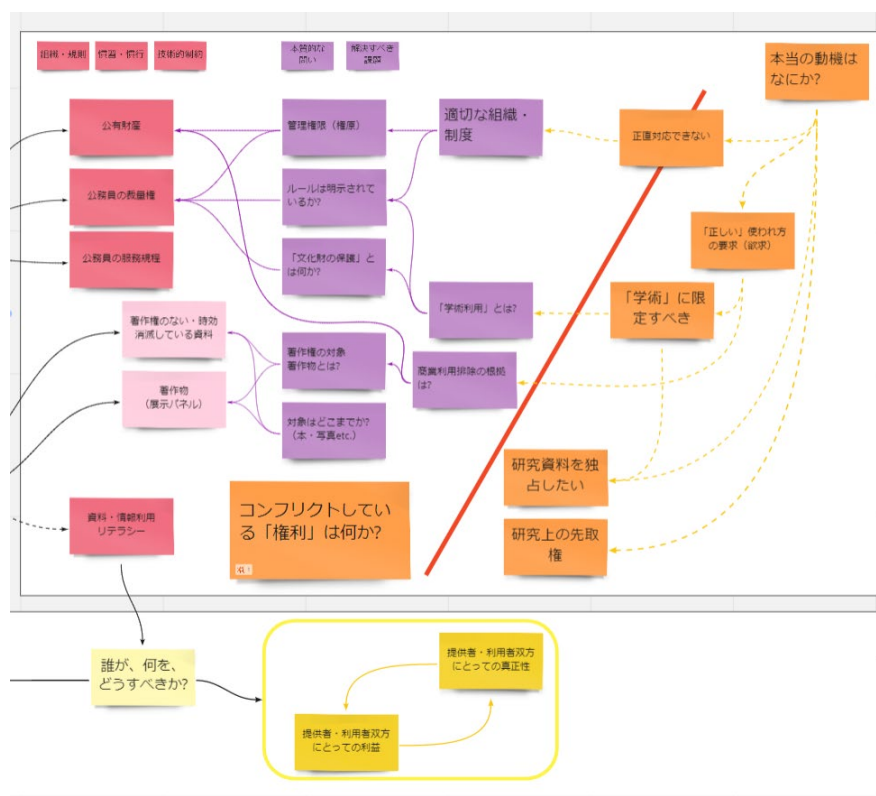
所蔵管理者と利用者の利害の対立には、法・制度と現場におけるその運用の実状だけでなく、関わる人や組織の「考え」、「本当の動機」が要因となっているものもあるでしょう。したがって表面的な制度や運用の変更ではなく、そうした「本当の動機」こそ解決すべき課題である事例も少なくないと思われます。今回の討論では、その掘り下げまで到達することを目指したいと思います。



議論のフレームワーク（2020/12/11 暫定版）全体



議論のフレームワーク (2020/12/11 暫定版) 理念・理想の階層と法・制度の階層



議論のフレームワーク (2020/12/12 暫定版)

慣習・慣行や組織ごとの規則の階層+本質的な問いと解決すべき課題

注

1) 「考古学資料の考古遺物化とは」Twitter モーメント

(2020 年 12 月 12 日閲覧：<https://twitter.com/i/events/1149551974716624896>)

2) 予稿・資料集公開版準備中 (2020/12/11 現在)

3) たとえば「文化財 3D 計測の「許可」ってどうなってるの?」Twitter モーメント (2020 年 12 月 11 日閲覧：<https://twitter.com/i/events/1272663917374828545>)

4) 参加者アンケートの集計結果は本予稿集 pp.##~##に収録。

5) 「博物館資料の撮影について」Togetter

(2020 年 12 月 11 日閲覧：<https://togetter.com/li/1634998>)

6) <https://www.mext.go.jp/unesco/009/001.htm>

7) https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_regulations.pdf (2017 年 6 月改訂版)

8) https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_rinri.pdf (2004 年 10 月改訂版)

9) <https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387190.htm>

引用参考文献等

阿児雄之 2019「Information Logistics を基底に学術資料や文化資源を見つめ続ける」学術野営 2019 (発表資料) (https://researchmap.jp/ta_niiyan/presentations/11996064)

阿児雄之 2020「提言 4：デジタル・アーカイブの観点から」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online #02 考古学・文化財資料 3D 計測の意義を考える 予稿集』

石井淳平 2020「博物館職員が文化財情報の利用を制限する前に考えておくべきリスク」*Medium* <https://medium.com/@junpei9/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E8%81%B7%E5%93%A1%E3%81%8C%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B2%A1%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%81%AE%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%82%92%E5%88%B6%E9%99%90%E3%81%99%E3%82%8B%E5%89%8D%E3%81%AB%E8%80%83%E3%81%88%E3%81%A6%E3%81%8A%E3%81%8F%E3%81%B9%E3%81%8D%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF-43fbb616a76a>

岩村孝平 2020「無味無臭だからこそ可能な 3 次元データの利活用」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online #02 考古学・文化財資料 3D 計測の意義を考える 予稿集』

数藤雅彦 2019「発掘調査報告書のウェブ公開と文化財の 3D データに関する著作権の諸問題」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』奈良文化財研究所研究報告第 21 冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/6889>)

高田祐一 2019a「デジタル技術を活用した発掘調査報告書のアクセス性向上の試行」『日本考古学協会第 85 回総会研究発表要旨』pp.164-165

高田祐一 2019b「報告書のデータ量を推計する」『文化財の壺』7: 4-5

高田祐一 2020「提言 5：知的財産権・著作権の観点から」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online #02 考古学・文化財資料 3D 計測の意義を考える 予稿集』

仲林篤史 2019「埋蔵文化財・史跡整備における 3D の活用と公開について」『第 1 回考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン予稿集』

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7015>)

仲林篤史 2020「三次元データの公開に伴う著作権等の整理」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用 2』奈良文化財研究所研究報告第 24 冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7260>)

野口 淳 2019「考古学・埋蔵文化財行政と情報処理－ストックとフローの観点から－」『日本考古学協会第85回総会研究発表要旨』pp.156-157

野口 淳 2020a「発掘調査報告書とデータの公開利用」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用2』奈良文化財研究所研究報告第24冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7259>)

野口 淳 2020b「三次元データの可能性－活用と課題－」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用2』奈良文化財研究所研究報告第24冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7262>)

福島幸宏 2020「文化財情報を真の公共財とするために」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用2』奈良文化財研究所研究報告第24冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7247>)

fuji 2020「提言6：〈一般愛好家の観点から〉地域住民と行政が協力するデジタルアーカイブ活動」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online #02 考古学・文化財資料 3D 計測の意義を考える 予稿集』

Marwick, B./野口 淳・高田祐一・P. Yanase 訳 2020「考古学における研究成果公開の動向－データ管理・方法の透明性・再現性－」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用2』奈良文化財研究所研究報告第24冊

(<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7242>)

※引用掲載したツイートのスクリーンショットは、すべて2020/12/10に取得した。